

## <特集>

# 五輪とガバナンス ーフランスにおけるスポーツガバナンスー

溝口 紀子<sup>1)</sup>

## I. はじめに

文部科学省では「スポーツ立国戦略」(2010)において、ガバナンスの強化を謳い、2011年に50年ぶりに改定された「スポーツ基本法」では、競技団体やスポーツ組織に対して、運営の透明性の確保、遵守すべき基準の作成そして迅速・適正な紛争解決といった事業活動における適正さの確保を求めてきた<sup>1)</sup>。

また、スポーツ庁では、「スポーツ団体ガバナンスコード」を策定した。さらに、スポーツ振興くじ助成を申請する団体は、ガバナンスコードに基づく自己説明・公表を行うことが要件として追加された。

実際、独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)では、競技団体等の関係者に対して八百長・違法賭博、ガバナンス欠如、暴力、ドーピング等の様々な脅威から、Sport Integrity(スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性)を守る取り組みを実施している。

このように、スポーツ団体がガバナンスを重視するようになった背景として、相次ぐスポーツ団体の不祥事が続いていることが影響している。日本のスポーツ団体の特徴は、上意下達で選手から指導者、競技団体の管理職と閉塞的なヒエラルキー組織であり、階級間、個人間、学閥間などの複雑で多層的な権力抗争の構図が存在する。依然として不祥事が相次ぎ、スポーツ基本法の理念の実現に向かっているとは言い難い。実際、東京オリンピック・パラリンピック大会(東京2020)開催直前まで競技団体の不祥事は相次いだ。

とりわけ、2021年2月3日の日本オリンピック委員会(JOC)臨時評議員会におけるオリンピック・パラリンピック組織委員会森喜朗前会長が、「女性は競争意識が強い」、「女性がたくさん入っている理事会の会議は時間がかかる」、「女性の理事を増やしていく場合は、発言時間のある程度、規制をしないとなかなか終わらない」、「組織委員会に女性は7人くらいおります

が、みなさん、わきまえておられて」などの発言により批判を受け、会長職を辞任をしたことは、混迷した東京2020の象徴する出来事であったのではないだろうか。

世界に目を向けると、日本だけでなく他国においてもスポーツ競技団体の不祥事が明らかになっている。例えば、アメリカでは2018年1月、アメリカの体操協会の元チームドクターが、20年間、治療を装い、選手である未成年を含む7人に対して性的暴行を加えたことが明らかになった。そして、この元チームドクターは、最長で175年の禁錮刑を言い渡された。

また韓国では、元柔道韓国代表五輪メダリストが未成年に対する性的暴行で逮捕され、韓国柔道連盟(KJA)から永久追放の処分となった。大邱(テグ)地裁は、児童・青少年の性保護に関する法律違反の疑い(強姦など)で懲役6年を言い渡した<sup>(註1)</sup>。

さらに2024年にパリオリンピック・パラリンピックが開催されるフランスでは、近年、スポーツにおける性暴力の告発が相次いでいる。フィギア女子選手が15歳から17歳だった頃にコーチから性的虐待を受けていたことを告発したことをきっかけに、スポーツ省が1年間にわたって国内48の競技団体を対象に、実態の調査を行った。その結果、過去に選手などへの性的暴行や暴力、または何らかのハラスメントをはたしたり、関わったりした疑いがある指導者は421人に上り、このうち96%は男性であった。一方、被害者の83%は女性で、63%は15歳未満だった。スポーツ現場では、指導を受ける女性や子どもが多く被害に遭っている実態を報告している。マラシネアヌ スポーツ相は「信頼が回復できるかは私たち全員にかかっている。安全を確保するために全力を尽くすことが、私たちの義務であり約束だ」と述べ、長年、看過されてきた問題への対策の強化を求める声が高まっている<sup>(註2)</sup>。

国際的なスポーツ組織のガバナンスに関する研究として、2007年欧州委員会(EC)は、アスリートへの暴力行為、特に様々な形のジェンダーに基づく暴力から保護する必要性を強調する研究を報告している。とりわけ、報告書では、スポーツ界のジェンダーに基づく暴力根絶の意識を高めるための再発防止策の取り組みを実施することの必要性を提言している。

2015年に教育文化総局(DGEAC)は、欧州連合(EU)

<sup>1)</sup> 日本女子体育大学スポーツ学科・教授(専門:スポーツ社会学)。公益社団法人袋井市スポーツ協会会長。1992年バルセロナオリンピック・柔道女子52kg級銀メダル。1996年アトランタオリンピック・同56kg級出場。2004年アテネオリンピック・フランス柔道ナショナルコーチ。2021年東京オリンピック・フランステコンドーチームスタッフ。

理事会からの要請を受け教育・視聴覚・文化執行機関 (EACEA) に、EUにおけるスポーツのジェンダー、性的暴力に関する実態を明らかにするため、EU加盟国28カ国に対して調査をおこなった。法的・政策的枠組みの概要を示し、スポーツや市民社会組織が推進する取り組みを説明し、スポーツにおけるジェンダーに基づく暴力対策、今後の活動のための提言を行っている<sup>14)</sup>。その報告書の中で、スポーツにおける性暴力被害の実態を明らかにするのは非常に難しいことが課題として挙げられていた。なぜなら、EU加盟国のうち、信頼性の高いアンケート調査を実施したところ、スポーツにおけるジェンダーに基づく暴力について明確に言及している国は半数にも満たない現状を報告していたからである。また報告書では、スポーツにおけるジェンダーに基づく暴力と闘うためには、問題の大きさの評価、予防のための取り組み、加害者を起訴して罰するための包括的な法律、政策、規律の規定、ジェンダーに基づく暴力行為を受けた人のためのサービスの提供、マルチレベル、マルチディシプリナリー、ステークホルダーのパートナーシップを考慮した、全体的なアプローチが必要であると提言している。

フランス語大辞典プチ・ロベールによると、「ガバナンスとは、各々が権限の一部を有する組織における各ステークホルダーの連携体制を最適化し、合意に基づく決定を下して協調行動に着手するための、各種システム（規則、規格、プロトコル、協定、契約など）全体の実行を意味する」と記述されている。

現在、ほとんどの国がスポーツ実践の普及とオリンピックでの獲得メダル数増加という目標達成に向けて、ステークホルダー間の最も好ましい連携・協力形態を構築し、体制を最適化できるように努めている一方で、スポーツ団体の体罰や性暴力などハラスメントの事件が後を絶たず、ガバナンスの課題は山積みである。

そこで、本研究では、「スポーツ界の不祥事の要因には構造的な問題があるのではないか」と仮説を立て、五輪とスポーツガバナンスの論点から、法律やスポーツ政策史について考察する。とりわけ本稿では、フランスのスポーツガバナンスの取り組みを検証する。フランスは、スポーツにおけるジェンダー問題に積極的に取り組むEU加盟国であり、次回2024年パリオリンピック、パラリンピックを開催する国でもある。グッドガバナンス、ダイバシティ、ジェンダー平等を実現するために、2024年のパリオリンピック、パラリンピックにむけて、どのようにスポーツガバナンスの取り組みをしているのか、スポーツ政策について検証する。

## II. フランスのスポーツ政策史

フランスでは、ピエール・ド・クーベルタンをはじめ、世界のスポーツ組織を統制する人材を数多く輩出している。とりわけ、フランス語は、オリンピック大会、ワールドカップ大会等の公用語として用いられている。

近代のスポーツ組織の成り立ちは、フランスのピ

エール・ドゥ・クーベルタンから始まったと言っても過言ではない。ボルドー大学のブルース教授によると、「フランスのスポーツにおいて公共性が成り立つまでには、3つの歴史的区分があり、1つは、オリンピックの父でもあるクーベルタンの1890年時代。2つめに、フランス人民戦線からヴィシー政権までの1930年代。3つめに、シャルル・ド・ゴールとモーリス・エルゾグらの1950年代に区分され、フランスのスポーツ政策は、公共性そのものである」と述べている<sup>10)</sup>。

クーベルタンは、「近代オリンピックの父」と呼ばれ、スポーツによる青少年の育成、教育モデルを構築した。楽しむというレベルと、競技というレベルに階層化し「クーベルタンピラミッド」と呼ばれるシステムを構築した。このシステムが今日のフランススポーツの礎となっている<sup>4)</sup>。

とはいえ、1890-1900年代のスポーツはごく一部の限られた有閑層、富裕層の人たちだけが、スポーツを嗜む機会が与えられていた。例えば、テニスの原形であるジュ・ド・ポーム (Jeu de Paume) は宮廷のスポーツであった。

第二回パリオリンピック競技大会は、パリ万国博覧会の附属大会として1900年5月14日から10月28日まで、フランスのパリで開催された。オリンピックが開催されると、パリ市内にスポーツ施設が整備され、スポーツの機会が増加した。とはいえ当時は、クーベルタン思想の根源であるアマチュアリズム思想が主流であった。スポーツの機会は上流階級、富裕層に限られ、スポーツが大衆化されるまでには至らなかった。

第一次世界大戦が終結した1920年代は「狂乱の時代」(Les Années Folles) と呼ばれ、パリに平和と活気が戻ってくるとスポーツがさらに普及した。フランスは2回目のオリンピックとなる1924年にオリンピックを開催した。とりわけ、フェミニズム (女性解放) の流れを受けて有閑階級の女性のあいだには自転車が流行した。自転車は、ベル・エポックを象徴する機械とされ、フランス産業の各領域で工業化が進んだ<sup>13)</sup>。

1930年代になると、民主化活動がフランスで活発になるとスポーツは大衆化されるようになった。フランスは、1936年に余暇組織・スポーツ庁を設置した。

しかし、戦争下の1940年代になるとフランスの政情は一転し、一時ドイツの占領下になった。ヴィシー市において傀儡政権という形式でドイツがフランスを支配した。その時のドイツの手法が後のフランスのスポーツ政策に非常に影響を及ぼした。それまで民主的に草の根的にスポーツが普及していたフランスでも、ドイツと同じように、スポーツは国家の介入のもとにスポーツ振興が推進された。ヴィシー政権下では、労働者のためのスポーツ・健康政策として、ドイツ式の国家アスリート、すなわち国が主導となってスポーツ強化が進められた。当時のスポーツプロモーションのポスター (資料1) は、Le sport cette chevalerie moderne 「近代騎士道としてのスポーツ」とタイトルが付けられ、Travail, famille, patrie, (労働、家族、祖国) がモットーとされるドイツの社会主義思想の影響が反映され



資料1. 1940年ヴィシー政権時代のポスター  
(ブルッス氏提供)

ている。

戦後、スポーツは国家管理下（L'étatisation）で法整備が進んだ。1945年の法律<sup>12)</sup>により、国家政策として、より強い権限でスポーツ振興が行われた。1958年に第五共和制となり行政の権限が強化（ド・ゴール主義）され、スポーツへの政治的・国民的関心が高まると、当時の第五共和制大統領のシャルル・ド・ゴールは、モーリス・エルゾグと共にスポーツ政策を進めた。1963年に青少年・スポーツ庁が、1966年には格上げされ、青少年・スポーツ省が設置された。エルゾグはド・ゴール主義のもと、スポーツとは公共であることを明言した<sup>10)</sup>。スポーツをただ「する」だけではなくて、どのようにして社会に貢献できるか、活用できるかという視点でスポーツ政策を進めた。これ以降、フランスのスポーツ政策は、スポーツ担当省を中心にスポーツ専門の行政組織によって実施されている。さらに、2010年からはスポーツ単独の省としてスポーツ省が設置されている。

翻って、戦後フランスではベビーブームが起り人口が増加した。1945年～1975年の間、フランスの高度経済成長で非常に収入が上がり、スポーツの機会が増加した。とりわけ1945年から一気に収入が増大し、人口増加とともに著しい経済成長を成し遂げた。高度成長とともに余暇の概念が広がった。文明と余暇については1962年に、フランスの社会学者ジョフル・デュマズディエが、先駆者として当時の高度経済成長と余暇について分析をしている。余暇とは、個人が職場や家庭、社会から課せられた義務から解放されたときに休息のため、気晴らしのため、あるいは利得とは無関係な自己開拓としての知識や能力の養成、自発的な社会参加、自由な創造力の発揮のために、まったく随意に行う活動の総体であるとも述べている<sup>7)</sup>。

1945年当時は、スポーツ連盟に登録している会員数が120万人くらいだったのが、高度経済成長とともにスポーツの登録人口が約500万人に増大した。高度成長とともにスポーツの需要が急激に増大したことで、スポーツに関する法律が整備されるようになった。

例えば職業スポーツとして、指導者資格制度が開始された。とりわけ危険を伴うスキー、水泳、柔道は国家資格になった。これは、単に法整備されたことだけでなく、ながらくフランススポーツ界のイデオロギーであったクーベルタンのアマチュアリズム（無償）の呪縛から解放されたことも意味する。

また、それと同時に女性がスポーツ参加しやすいように設備にも配慮がされた。例えば、男女の更衣室は各々別に設置すること、シャワーは男女別に設置しなければならないというようなスポーツ施設の設置基準が整備された。また女性が競技に参加しやすいようにスポーツのルールも整備され、競技化が進み数多くの大会が開催されるようになった。

このように、フランスでは、スポーツに関する法整備により、安全安心にスポーツ活動が実施できるように、指導者資格やスポーツ保険等々も整備された。

1980年代に入ると、フランスでは地方分権化が始まった。地方分権化以前のスポーツは、市町村に対する政府の監督権限に基づくトップダウン（上意下達）体制の上に築かれ、その構造は単純なものであった。スポーツ活動はクラブでの競技や学校の体育の授業に限られており、主に公的資金が財源として使用されていた。そのことにより国家財政の負担が大きくなってきた。地方分権改革による地方自治体の誕生、広域市町村圏の強化、スポーツ実践の大衆化と多様化という現象に伴う民間事業者の台頭などにより、スポーツの実施・運営体制が複雑化した。さらに、2010年までの30年の間に、スポーツ団体やクラブの後援形態は、全方位的な契約が一般的になった。例えば、クラブは市町村、広域市町村圏、県、地域圏、国と、それぞれに契約を交わし、時には同一自治体との間で異なる政策に基づく複数の契約を締結することもある。その結果、地方自治体ではプロジェクトへの共同出資が既定路線となり、スポーツ団体やクラブは複数の契約を締結することで日和見的な運営をせざるを得なくなった。それによりスポーツ団体・クラブが独自の政策判断ができず、既に動きの鈍かった組織運営が一層複雑化することになった。このようにフランスのスポーツシステムの現行モデルの複雑さ、スポーツ政策や各アクターが担う任務の曖昧さ、各決定の間の一貫性のなさなど問題が浮き彫りとなった。その結果、クラブは相互の連携不足により、複数の出資者に対応することになり、地元でスポーツ関連プロジェクトを立ち上げる市町村との広域連携など、様々な種類の参加者を特定し、調整することが困難となっていた。

軌を一にして2014年に地域再編（MAPTAM法 [地方行政の現代化とメトロポールの確立に関する2014年1月27日付法律]、地域圏の画定に関する法律およびNOTRe法 [フランス共和国の新しい地方組織に関する2015年8月7日付法律]<sup>註3)</sup>）の制定が行われた。MAPTAM法とNOTRe法は、「より大きな」都市圏への単なるサイズ変更ではなく、ガバナンス上の真の変化、公的政策の新しい進め方を導入した。この法律は、地域圏に新しい権限を与えると同時に、各地方自

治体に与えられる権限を明確に定義した。すなわち自治体を広域化することによって行財政基盤を強化し、地方分権の推進に対応する法律である。日本に置き換えるとMAPTAM法とNOTRe法は、「平成の大合併」と言われる平成11年（1999）から政府主導で行われた「市町村合併」や「道州制」などの広域自治体再編成と類似している。これにより、フランスのスポーツ政策は、これまでの国の主導から、地方自治体がフランスにおけるスポーツ事業への筆頭出資者となり、スポーツガバナンスはこの変革プロセスの中心に位置付けられることになった。このように2014年に行われた公費の支出抑制目標と地域再編は、スポーツにおいて、これまで契約に基づく上下関係と公的支援への依存に立脚してきた公共政策推進モデルの終焉を迎えることになった。

スポーツ政策の基本を定めるスポーツ法の形成も著しく発達している。スポーツに関する特別な法律は1940年から制定されており、1975年および1984年のスポーツ基本法の制定を経て、2006年にスポーツ法典が編纂された。フランスのスポーツ政策の基本または基盤となるスポーツ法が体系的総合的に整備されてきた。

2000年までのフランススポーツ政策の特徴は、スポーツは公共性であることが大前提であった。国民のスポーツ活動を保証することは、事故、事件など危険なリスクを排除するために、国家主導で、司直によりスポーツ関係機関を調整し、法律などの規律を通して管理監督していく手法であった<sup>5)</sup>。

しかし、スポーツに計画評価制度が導入されその手法が大きく変容した。とりわけ2001年の予算組織法の導入に伴ってスポーツ政策にもニュー・パブリック・マネジメント<sup>(註5)</sup>の手法が導入されたことにより、予算制度改革、政策評価改革が行われている<sup>11)</sup>。

これ以降、フランスではスポーツが予算議決項目として法律に明白に規定された。議会におけるスポーツ予算の審議が実質化し、スポーツ政策に関する専門的な業績評価手法<sup>(註5)</sup>が導入された。また、スポーツ総合サービス計画に基づく計画行政も進められている。

このように、フランスにおける戦後のスポーツガバナンスモデルは二つの大きな時代、すなわち戦後から1983年の最初の地方分権化法までの期間と、2014年から始まった地方分権化から今日に至る期間と区別できよう。今後の動向として国際的には、特に欧州連合（EU）および欧州評議会を中心に進められてきているスポーツ政策を、国内のスポーツ政策をどのように対応させ、フランスが主導的な立場を国際社会で維持していくかが課題となっている。また、国内的には、地方分権改革に対応してスポーツ行政組織やスポーツ政策の地方分権をどのように整備するも重要な政策課題となっている。そのためには、スポーツに関する総合計画と地方スポーツ計画との関係も、国全体の地方分権改革に応じて定める必要がある<sup>1), 2), 3), 6), 9)</sup>。

以上のように、戦後のフランスにおけるスポーツ政策史をまとめると、フランスのスポーツ政策は、1970

年代に関係する基本法令や基本制度の整備が進んだ。その後、地方分権改革の影響を受けながらもスポーツガバナンスが構築された。とりわけ競技力向上政策では、1998年のフランスで行われたサッカーワールドカップで優勝するなどの成果を生み出した。しかし、既に1970年代に構築した施設や制度は老朽化し、現代化を計ることが政策課題となっている<sup>9)</sup>。

これまでのフランスにおけるスポーツ政策の対象は、競技スポーツ種目とその活動を支えるスポーツ団体および組織を中心に進められてきた。今後は、2024年のパリオリンピック・パラリンピックを契機に、従前のスポーツ政策の制度構造や施策・事業、予算措置をどのように再編し、対応していくかが課題といえる。

### Ⅲ. 2024年以降のスポーツを見据えた新たなガバナンス

現在、フランスでは、1800万人が競技団体に登録している。文科省によると、フランスにおけるスポーツ活動を週一回実行している人は、22%。週一回以上実行している人は42%と報告している<sup>11)</sup>。また1700万人の競技団体録者のうち6600人の世界トップクラス代表の選手を輩出している。

2024年のオリンピック・パラリンピックでは、共有とサステナビリティを念頭に置いた、革新的で思いやりのある大会にすることをフランスは目指している。例えば開催地のパリでは、既存のインフラ（スポーツ施設、ベルサイユ宮殿、セヌ川）を最大限に活用し、地域住民が必要とする施設だけを建設することを計画している。また、カーボンニュートラル政策を推進するため、二酸化炭素の排出を補い特に輸送、食品、エネルギーの分野で環境に配慮したソリューションを採用することで、持続可能なオリンピックの実現に取り組んでいる。具体的には、2024パリ大会以降のスポーツ政策を見据えた新しい枠組み、ガバナンスを検討するため、ローラ・フレセルスポーツ大臣の依頼を受け、ロランス・ルフェーヴルスポーツ省スポーツ局長、パトリック・バイユー経営科学博士を座長とし、2017年11月22日に審議会が開催された。答申には8ヶ月間を費やし、スポーツガバナンスを刷新するためのスポーツ省の報告書「新しいスポーツガバナンス」が報告された<sup>9)</sup>。

マクロン大統領はその計画の中で「より明確で効果的なわが国のスポーツ連盟のガバナンスを構築」し、「全国レベルでのスポーツ政策の実施・運営体制を再定義」という意欲を示している。フレセルスポーツ大臣は、新たなスポーツガバナンスを「革命」という言葉で表している。なぜなら1960年代に導入されたシャルル・ド・ゴール大統領時代のフランスのスポーツモデルからの大転換ともいえるからだ。「我々もそれを強く望んでいる2024年オリンピック・パラリンピック大会の成功のみならず、その枠を超えてすべての人が分かち合う有用な社会的共有財産としてのスポーツを確立するためには、こうした革命を成し遂げ

なければならない。」と述べている<sup>(註4)</sup>。すなわち、2024年のパリオリンピック・パラリンピック大会は、フランス政策のパラダイムチェンジを意味する。

スポーツ省の報告書<sup>9)</sup>では、スポーツ選手のパフォーマンス向上およびスポーツ実践の普及に向け出資と支援を行う組織の創設についての正式合意が得られた。具体的には、スポーツを統括する新組織は国、スポーツ運動組織、地方自治体および経済界といった主要アクターの代表者からなり、組織内における各参加者間の立場は平等とする、というものである。新しい組織の創設からさらに一歩踏み込んで、スポーツ省の報告書ではこの組織との整合性を考慮しアクターの役割や任務を変えていくための提言を行っている。例えば、競技団体やクラブの自立性と責任の強化、地方自治体や企業が担う役割の適正な評価、国が担う役割の見直しなど、提言の数は合計57件に及んでいる。提言の一部は法令や規制に関するもので、他に実施運営体制の変更に向けた提案も行っている。これらの提言には運営委員会で承認された部会における意見交換から得られたこと、または運営委員会が直接提言したもの、さらには専門部会から得られた提言が含まれる。すべての提言が全委員の同意を得たわけではないが、フランスにおけるスポーツのモデルを再構築する上での意義を考慮し多様な提言も報告書に採用された。とりわけ、スポーツ予算の財源確保の問題は深刻であり、政治決断に委ねられている。スポーツは社会的投資であることから、2022年を目処に好みの運動やスポーツを嗜む国民を300万人増やすとともに、オリンピックでの獲得メダル数を倍増させるという使命を果たすために、報告書では、目的に見合った十分な予算の確保を要望している<sup>9)</sup>。

2022年度のスポーツ予算は、2021年比で、62000ユーロ増加(+26%)であり、2億9600万ユーロに達した。それらは、オリンピック施設の開発を継続するため、Société de livraison des ouvrages olympiques (Solideo) に2億6300万ユーロが支払われる予定である。そして2500万ドルは、大会組織委員会(COJO)を通じて、2024年オリンピック・パラリンピック競技大会の準備のための予算に当てられる。また補助金として、1億3,500万ユーロを予算化した。これらは主に、2022年の冬季大会、2024年のパリ大会、そして今後の世界や大陸の主要な大会に向け、高いパフォーマンスを発揮できるよう支援することを目的としている。さらに、競技団体やクラブの活動の拡充に加え、オリンピック・パラリンピックの準備センターを設立・発展させることが目的である。とりわけ、2024年のパリオリンピック・パラリンピックまであと2年なり、学校やクラブによって、社会におけるスポーツの位置づけを確立するために、「Pass'Sport」プロジェクトを立ち上げた。これらのプロジェクトにも1億ユーロが予算化されている(註6)。このように現在、フランスでは国家的な大規模な予算措置としてオリンピック関連予算を割り当てている。

#### IV. まとめ

前述したようにフランスでは、従前のスポーツガバナンス制度では、社会の変容を背景に、効果や効率の面で限界が見えてきており、社会の期待に応えることができなくなってきた。ガバナンスを刷新する必要性は、単にこのモデルが「時代遅れ」だからという理由だけでなく、世界各国の競技力が著しく向上している中で、ハイレベルなパフォーマンスおよび社会的な有用性や貢献が求められているからである。

とりわけ、障がい者スポーツの取り組みは、他国と比べると後退しているといわざるをえない。フランスパラリンピック・スポーツ委員会(CPSF)とパラリンピック競技に対する国家的な取り組みにも関わらず、1984年以降、競技成績が低下の一途を辿っている。地元で開催される2024年パリオリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れ、スポーツ選手、特にオリンピック・パラリンピック出場の可能性が高いスポーツ選手への個別支援に必要な資金、人材、組織的手段を動員し、すべての競技連盟を支援することで、スポーツパフォーマンスを強化することが急務である。そのためには、新しいスポーツの枠組みの中で、すべての人のための身体的・スポーツ的活動の発展のために財源を確保する必要がある<sup>8)</sup>。

このような背景の中で、2019年4月19日に、フランススポーツ振興の統括団体、Agence National du Sport (ANS) が創設された<sup>3)</sup>。ANSは政府、スポーツ界、地方自治体、経済・社会的関係者(連盟、クラブ、民間企業)の代表者が参加する公益法人である。とりわけANSは、フランスのスポーツの発展のために資金を調達提供し、組織化すること、また2024年にパリで開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会(80個のメダル獲得を目標)を視野に入れて、ハイレベルで高性能なスポーツの発展を目的とし創設された。これらのミッションを達成するために、スポーツ施設の改修整備や、ウェルビーイングとしてのスポーツの促進が期待されている。本稿では、最新のANSの概要やダイバシティー、ジェンダー平等の課題については十分な報告できなかったが、継続研究として今後とも取り組んでいきたい。

#### 註

(註1) WOWKOREA 未成年の弟子「性暴行」のワン・キチュン一審で懲役6年判決不服控 2020/11/20 15:19 配信

出典 DL2021/12/1

<https://www.wowkorea.jp/news/korea/2020/1120/10277968.html>

(註2) AFP元フィギュア選手がコーチの性的虐待を告発 2020/1/30 16:09 配信

出典 DL2021/12/15 <https://www.afpbb.com/articles/-/3265812>,

(註3) メトロポールは、2014年MAPTAM法(Loi n°

2014 58 du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles) によって設立された都市広域連合体であり、地域経済を牽引する役割を担っている。また、開発評議会は、MAPTAM法と2015年 NOTRe法 (Loi n° 2015 991 du 7 août 2015 portant nouvelle organisation territoriale de la République) の双方に規定され市民、企業、アソシエーション、組合、教育機関の代表者が、まちづくりについて議論を重ねた参加民主主義の制度である。

(註4) L'Agence nationale du sport verra le jour durant le 1er trimestre 2019, annonce Laura Flessel » France info, 31 août 2018.

*Le Président de la République dans son programme a affirmé sa volonté de « construire une gouvernance plus claire et efficace de nos fédérations sportives » et de « redéfinir l'organisation de la politique du sport au niveau national ».*

*Révolution, c'est le mot choisi par Laura Flessel pour qualifier la nouvelle gouvernance du sport. Nous l'appelons de nos vœux les plus forts. Le sport a besoin de cette révolution, pour réussir les Jeux Olympiques et Paralympiques de 2024, mais au-delà des Jeux pour faire du sport un bien commun, un bien d'utilité sociale partagé par tous.*

(註5) 文部科学省 フランスレポート2011 引用  
本稿におけるニューパブリックマネジメントとは、民間企業における経営の手法（業績主義、市場メカニズムの活用、顧客主義等）を行政の現場に導入し、それによって行政サービスの効率化、質の向上を図ろうとする考え方。

(註6) Pass'Sport は、2021-2022年シーズンにスポーツ団体に登録するための資金として、6歳から18歳までの子ども一人につき50ユーロを支給する新しい給付金制度である。この制度は2022年2月28日まで延長され、30歳までの障がい者にも適用されるようになった。2021年11月26日までに、100万人の若者がPass'Sportの恩恵を受けている。

出典 ROJET DE LOI DE FINANCES 2022, [education.gouv.fr/PLF2022](https://www.education.gouv.fr/PLF2022).

<https://www.sports.gouv.fr/pratiques-sportives/sports-pour-tous/pass-sport/>

d'évaluation de la gouvernance.

- 2) Arcioni Sandro. (2018), Modalités de la Gouvernance des Fédérations Internationales Sportives TOME 2 Cadre explicatif Système d' "assessment" Opérationnalisation et outils informatiques Organisme de regulation.
- 3) Arrêté du 20 avril 2019 portant approbation de la convention constitutive du groupement d'intérêt public dénommé « Agence nationale du sport ».
- 4) Brousse Michel. (2005) Les racines du judo français: histoire d'une culture sportive.Presses Univ de Bordeaux.
- 5) Callède Jean-Paul. (2007), La sociologie française et la pratique sportive (1875-2005). Essai sur le sport. Forme et raison de l'échange sportif dans les sociétés modernes, Pessac, Maison des Sciences de l'Homme d'Aquitaine.
- 6) Cour des Comptes. (2013), Sport pour tous et sport de haut niveau : pour une réorientation de l'action de l'État - janvier 2013.
- 7) Dumazedier Joffre. (1962), Vers une civilisation du loisir? Points, 29 . Civilisation ,Éditions du Seuil.
- 8) Jarrige Bertrand. (2017), « Fonds national de développement du sport. Centre national de développement du sport. Repères historiques » décembre 2017 (consulté le 30 novembre 2019).
- 9) Lefèvre Laurence, Bayeux Patrick (2019), Nouvelle Gouvernance du sport (consulté le 30 novembre 2019), Ministère des Sports.
- 10) 溝口紀子, 芳地泰幸 (2020), 「日仏スポーツガバナンス国際シンポジウム報告」日本女子体育大学『大学総合研究』.
- 11) 文部科学省 (2010), 「スポーツ立国戦略平成22年8月26日文部科学大臣決定」, 文部科学白書2010.
- 12) Ordonnance (1945) n° 45-1922 du 28 août 1945 relative à l'activité des associations, ligues, fédérations et groupements sportifs. JORF du 29 août 1945.
- 13) 坂本浩也 (2004) 自転車をめぐるフィクション : 19世紀末フランスにおける速度の詩学と性差のイデオロギー. ヨーロッパ研究3.
- 14) 高峰修 (2016) スポーツにおけるセクシュアル/ジェンダーハラスメントと虐待の予防, ジェンダースポーツ研究 (2016) 14巻, 146-168.

## 引用参考文献

- 1) Arcioni Sandro. (2017), Modalités de la Gouvernance des Fédérations Internationales Sportives: TOME 1 Concepts de gouvernance Profils de gouvernance Cadre explicatif Système

## 謝辞

本研究は科学研究費 (20K19582) の助成を受けたものである。